



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
7月13日(金)  
第3003号

## 目 次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定…………… 593

○同…………… 594

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定に係る変更…………… 594

○知事指定薬物の指定の失効…………… 594

○土地改良区定款変更の認可…………… 594

○道路の区域の変更…………… 595

○道路の供用開始…………… 596

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要…………… 596

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要…………… 597

### 正 誤

○第2997号中…………… 597

## 告 示

### 栃木県告示第371号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
大栗内科	下野市石橋811-1	医療法人社団大栗内科 理事長 大栗 薫	平成30(2018)年 7月1日	精神通院医療
わたらせ在宅診療所	栃木市藤岡町帯刀 48-1	医療法人社団誠徳会 理事長 羅 英杉	平成30(2018)年 7月1日	精神通院医療
ピノキオファーマ シーズ宇都宮西店	宇都宮市下荒針町 3613-1	株式会社ピノキオ薬局 代表取締役 田中 友和	平成30(2018)年 7月1日	精神通院医療
ピノキオファーマ シーズ桜店	宇都宮市桜2-5-40	株式会社ピノキオ薬局 代表取締役 田中 友和	平成30(2018)年 7月1日	精神通院医療
プラザ薬局雀宮店	宇都宮市新富町2- 7	株式会社メディカルグ リーン 代表取締役 大澤 光司	平成30(2018)年 7月1日	精神通院医療
ツクイ宇都宮	宇都宮市鶴田町739- 15	株式会社ツクイ 代表取締役 津久井 宏	平成30(2018)年 7月1日	精神通院医療

栃木県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
きりん薬局	真岡市高勢町3-205-2	株式会社フォルマン	平成30 (2018) 年 7月1日	育成医療及び更生医療

栃木県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30 (2018) 年 7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
ひばり薬局	栃木市都賀町家中5986-15（栃木市都賀町家中浮土5986-4）	株式会社サンシン	平成30 (2018) 年 7月1日	育成医療及び更生医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第374号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年 7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定の失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド  
(通称名Methoxyacetylfentanyl)及びその塩類
- (2) 2-( { [2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル)フェノール  
(通称名25I-NBOH、2C-I-NBOH)及びその塩類

2 指定の失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 指定の失効の日

平成30 (2018) 年 6月30日

(薬務課)

栃木県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30（2018）年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
南 河 内 土 地 改 良 区	平成30（2018）年6月29日

（農地整備課）

栃木県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年7月13日から同年8月13日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	那須郡那須町大字寄居2118-1 から 那須郡那須町大字寄居2242-1 まで	6.0～25.0	353.0	
	後	那須郡那須町大字寄居2118-1 から 那須郡那須町大字寄居2242-1 まで	10.0～27.3	353.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮結城線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
35	前	河内郡上三川町大字坂上638-4 から 河内郡上三川町大字坂上628-14まで	12.6～17.3	382.2	
	後	河内郡上三川町大字坂上638-4 から 河内郡上三川町大字坂上628-14まで	12.6～17.3	382.2	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 境間々田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
58	前	下都賀郡野木町大字佐川野513-5 から 下都賀郡野木町大字佐川野495-2 まで	10.4～13.0	217.6	
	後	下都賀郡野木町大字佐川野513-5 から 下都賀郡野木町大字佐川野495-2 まで	12.1～13.0	217.6	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 東野田古河線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
204	前	下都賀郡野木町大字佐川野680-2 から 下都賀郡野木町大字佐川野558-1 まで	10.4 ~ 13.0	217.6	
	後	下都賀郡野木町大字佐川野680-2 から 下都賀郡野木町大字佐川野558-1 まで	12.1 ~ 13.0	217.6	

## 栃木県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年7月13日から同年8月13日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
35	主 要 地 方 道 宇 都 宮 結 城 線	河内郡上三川町大字坂上638-4 から 河内郡上三川町大字坂上626-3 まで	平成30（2018）年 7月13日
35	主 要 地 方 道 宇 都 宮 結 城 線	河内郡上三川町大字坂上623-3 から 河内郡上三川町大字坂上622-1 まで	平成30（2018）年 7月13日
58	一 般 県 道 境 間 々 田 線	下都賀郡野木町大字佐川野513-5 から 下都賀郡野木町大字佐川野495-2 まで	平成30（2018）年 7月13日
214	一 般 県 道 福 良 羽 川 線	小山市大字高橋132-2 から 小山市大字高橋849-1 まで	平成30（2018）年 7月13日
255	一 般 県 道 埜 芳 賀 線	芳賀郡益子町大字七井2459-2 から 芳賀郡益子町大字七井2454-20まで	平成30（2018）年 7月13日
333	一 般 県 道 芳 賀 茂 木 線	芳賀郡茂木町大字町田1240-3 から 芳賀郡茂木町大字町田1237-1 まで	平成30（2018）年 7月13日

(道路保全課)

## 公 告

## ○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成30（2018）年8月13日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成30（2018）年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トライウエル茂木店

芳賀郡茂木町大字茂木字番ノ前1398番2他11筆

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
茂 木 町	意 見 な し

II

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ壬生店

下都賀郡壬生町大師町25-9 外

2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
壬 生 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成30（2018）年8月13日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成30（2018）年7月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トライウェル茂木店

芳賀郡茂木町大字茂木字番ノ前1398番2他11筆

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

II

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ壬生店

下都賀郡壬生町大師町25-9 外

2 法第8条第4項の規定による意見の概要

意見なし

（経営支援課）

**正 誤**

発行番号	ページ	行	正	誤
第2997号	548	22及び24	栃木県総合文化センター	宇都宮市本町1-8 白鷗大学東キャンパス 小山市駅東通り2丁目2番2号